

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・民税係

個人情報ファイルの名称	個人住民税システム	
行政機関等の名称	美浦村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の賦課に関する事務を行うために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 性別、5 生年月日、6 続柄、7 婚姻、8 家族状況、9 職業、10 心身障害、11 資産状況、12 収入状況、13 公的扶助	
記録範囲	村内に住所を有する個人、村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で村内に住所を有しない者	
記録情報の収集方法	本人、国税庁、給与支払者、年金支払者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 美浦村総務部総務課 (所在地) 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 3 月 31 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	固定資産税システム	
行政機関等の名称	美浦村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の賦課に関する事務を行うために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 生年月日等、5 続柄、6 家族状況、7 資産状況	
記録範囲	土地・家屋・償却資産を本村に所有している者	
記録情報の収集方法	本人、水戸地方法務局土浦支局、土浦県税事務所	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 美浦村総務部総務課	
	(所在地) 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 3 月 31 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・諸税係

個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム	
行政機関等の名称	美浦村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課に関する事務を行うために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 性別、5 生年月日、6 続柄、7 心身障害、8 公的扶助	
記録範囲	美浦村内を定置場として軽自動車等を所有または使用する者	
記録情報の収集方法	本人、茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所、地方公共団体情報システム機構	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 美浦村総務部総務課	
	(所在地) 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 7 年 3 月 31 日